

(入札保証金の免除)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の規定にかかわらず、入札保証金を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行しており、かつ、契約締結をしないおそれがないと認められるとき。
- (3) 指名競争入札で指名を受けたとき。

2 前項第1号に規定する者が入札保証金の免除を受けようとするときは当該入札保証保険証書を、同項第2号に規定する者が入札保証金の免除を受けようとするときはこれを証する書面をそれぞれ提出しなければならない。

3 第1項の規定により入札保証金の免除を受けた者が落札者となった場合において契約を締結しないときは、当該入札保証金に係る相当額を違約金として徴収するものとする。